

令和 2年 4月 1日

株式会社 山根電業社行動計画(第 4 回)

社員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 5年間

2.内 容

★ 目 標 1

計画期間内に、子育てをしている労働者が利用できるフレックスタイム制度や有給休暇の時間単位取得をさらに確立する。

- 〈 対 策 〉 令和 2年 4月～ 前回までの計画が妥当であったか調査とききとり、結果を踏まえて計画。
- 令和 2年 7月～ これまでの行動計画の中で、よいところそのまま継続し、無理があったところは方法を変更し実施。
- 令和 4年10月～ 計画の半分で見直し。結果の把握と、当社にとっての新たなニーズが発生していれば、計画に加える。

★ 目 標 2

所定外労働の削減や、状況に応じての在宅勤務やテレワークの活用。

- 〈 対 策 〉 令和 2年 4月～ 現状の時間外労働の把握と、テレワーク等のニーズの把握。
- 令和 2年 7月～ 無理のないよう、数%ずつでも削減できるよう、働きかけと意識付け。

令和 4年 10月～ 計画の半分で見直し

※時期に関係なく、在宅勤務やテレワークの要望等あった場合は、迅速に対応できるよう
日ごろから準備をする。

★ 目 標 3

子供・子育てに関する地域貢献活動の実施。

＜ 対 策 ＞ 令和 2年 4月～ 地域の自治会・子供会等へのかかわりを
どのようにできるか、検討。